

Q

松戸市虐待防止条例ってなに？

A

松戸市虐待防止条例は、令和2年4月1日から始まった、松戸市に定めた「虐待をなくすための基本的な考え方」を示す条例です。

この条例は、市役所だけでなく、市民のみなさんや関係団体、地域のみなさんが協力して、虐待のないまちを作っていくことを目指しています。

目指しているのは、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちまつど」の実現です。

なお、この条例は「理念条例」といって、罰則を定めるものではありません。松戸市が「どんなまちを目指すか」という方向性を示したものです。

また、「ハートはと」という推進キャラクターが、イベントなどで虐待防止の呼びかけを行い、みなさんに分かりやすく伝える活動をしています。

Q

「虐待かも？」と思ったら、まず相談を

A

児童・高齢者・障害のある方への虐待を防ぐため、「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」これらの法律では、虐待かもしれないと思ったら、相談・通報に努めること(努力義務)が定められています。(施設従事者等の方は通報が義務づけられています。)

わかりやすく言うと...

- ・「もしかして虐待かも？」と思ったら、相談してよいということです。
- ・相談した人の個人情報はずきんと守られます。
- ・通報から得た情報について、通報者が誰かということが当事者にわからないように適切に配慮しつつ対応します。
- ・匿名(名前を言わずに)で相談してもきちんと受理します。
- ・通報したことによって、当事者から逆恨みされる、関係性が途絶してしまうなどの不利益が生じるようなことがないように、最大限配慮します。
- ・相談した結果、虐待でなかった場合でも、相談した人が罰せられたり、不利益を受けたりすることはありません。

つまり、迷ったら相談して大丈夫ということです。

Q

虐待の相談窓口について

A

虐待に関する相談窓口を、一覧表にまとめています。「どこに相談したらいいのかわからない」という場合でも、心配はいりません。相談を受けた窓口が、ほかの関係機関と連携し、必要な支援につなぎます。



<虐待の相談・通報窓口>
松戸市HP

<虐待相談窓口一覧>

	名 称	時 間	電話番号／FAX
児 童	児童相談所虐待対応ダイヤル	24時間365日対応	☎ 1 8 9
	松戸市こども家庭センター	9:00～17:00	☎ 047-366-3941 FAX 047-366-3901
	千葉県柏児童相談所	9:00～17:00	☎ 04-7131-7175
高 齢 者	松戸市高齢者いきいき安心センター (地域包括支援センター)	平 8:30～17:00	各センター連絡先 (松戸市公式HP) 
	松戸市地域包括ケア推進課	日 8:30～17:00	☎ 047-366-7343 FAX 047-366-7748
障 害 者	松戸市障害者虐待防止・ 障害者差別相談センター	8:30～19:00	☎ 047-366-8376
	松戸市障害福祉課	8:30～17:00	☎ 047-366-7348 FAX 047-366-7613

※ 施設等の高齢者・障害者虐待は指導監査課へ ☎ 047-366-4101

Q

虐待とは

A

虐待とは、立場の弱い人が、立場の強い人から、心や身体を傷つけられるようなひどいことをされることです。たとえば、叩かれる・蹴られるといった暴力だけではありません。ひどい言葉を言われる、無視をされる、必要な食事やお世話をしてもらえないことも、虐待にあたります。

<虐待の種類>

だれが被害を受けるかによって、呼び方が変わります。

- ・子ども（18歳未満）への虐待
- ・高齢の方（65歳以上）への虐待
- ・障害のある方への虐待

また、する人の立場による種類もあります。

- ・施設の職員などが、高齢の方や障害のある方にする虐待
- ・職場で、会社の社長や上司などが、障害のある職員にする虐待

Q

児童虐待について

A

児童虐待とは、子どもを育てる立場の保護者によって、子どもが身体や心を傷つけられることをいいます。

たとえば

- ・叩かれる、蹴られるなど、身体を傷つけられること(身体的虐待)
 - ・ひどい言葉を言われる、無視されるなど、心を傷つけられること(心理的虐待)
 - ・食事や医療など、必要なお世話をしてもらえないこと(ネグレクト/放棄)
 - ・性的な行為を強要される、わいせつな行為をされること(性的虐待)
- これらはすべて、子どもの健やかな成長をさまたげる行為です。

また、本来は大人が担う家事や家族の世話を日常的に担わされる(ヤングケアラー)、目の前で、保護者同士の暴力や暴言を見せられること(面前DV)、これらも、子どもの心に大きな影響を与えるものとされています。

Q

高齢者虐待について

A

高齢者虐待とは、家族や介護をする立場の人、施設の職員などによって、高齢の方が身体や心を傷つけられたり、必要な世話を受けられなかったりすることをいいます。

たとえば

- ・叩かれる、蹴られるなど、身体を傷つけられること(身体的虐待)
- ・ひどい言葉を言われる、無視されるなど、心を傷つけられること(心理的虐待)
- ・食事や清潔、医療など、必要なお世話をしてもらえないこと(ネグレクト/放棄・放任)
- ・お金や財産を不当に取られること(経済的虐待)
- ・性的な嫌がらせや行為を強要されること(性的虐待)

これらはすべて、高齢の方の安心した生活や健康を損なう行為です。

Q

障害者虐待について

A

障害者虐待とは、家族や介護をする立場の人、施設や職場の職員などによって、障害のある方が身体や心を傷つけられたり、必要な支援を受けられなかったりすることをいいます。

たとえば

- ・叩かれる、蹴られるなど、身体を傷つけられること(身体的虐待)
- ・ひどい言葉を言われる、無視されるなど、心を傷つけられること(心理的虐待)
- ・食事や医療、日常生活の支援など、必要なお世話をしてもらえないこと(ネグレクト/放棄・放任)
- ・お金や財産を不当に取られること(経済的虐待)
- ・性的な嫌がらせや行為を強要されること(性的虐待)

これらはすべて、障害のある方の安心や生活、成長・発達を妨げる行為です。

Q

虐待防止に関する市民向けの講演会開催について

A

松戸市では、虐待を防ぐための市民向け講演会を随時開催しています。
詳しくは、松戸市ホームページ(QRコード)をご覧ください。

児童虐待
子育て講演会



高齢者虐待
市民向け講演会



障害者虐待
市民向け講演会



Q

虐待の防止を推進するための取組

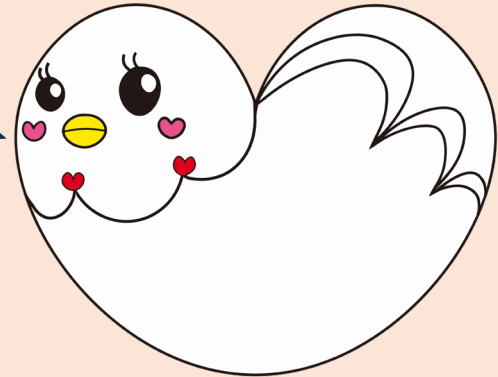
A

松戸市では、虐待の防止を進めるために、SNS等での情報発信や、チラシなどの普及啓発物品の作成や配布を行い、市民のみなさんに虐待防止の大切さを広く伝えています。

松戸市ホームページでは、「権利擁護の相談」ページを作成し、様々な情報発信を行っています。



<権利擁護の相談>
松戸市HP



松戸市虐待防止推進キャラクター
ハートはと